2016年3月3日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 理事長 多田宏治

認知症高齢者が線路内に立ち入って起きた列車事故に関して、鉄道会社がその妻と長男に損害賠償請求をした事件について、このたび最高裁判所(以下「最高裁」という。)の判断が示された。

最高裁は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における保護者(なお、保護者制度は平成25年法律第47号により廃止された。)や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当することはないと述べるとともに、夫婦の協力及び扶助の義務を定めた民法752条の規定をもって民法714条1項にいう「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとすることはできないと明確に述べて、妻の賠償責任を否定した。また、遠方に住み長年別居していた長男についても、法定の監督義務者に当らず、事実上の監督者であったともいえないとして、その責任を否定した。このたびの最高裁判決の結論は、認知症の人の介護に携わる多くの人の意識に合致した妥当な判断として評価できるものである。

ただ、判決は、法定の監督義務者に該当しない者であっても、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準ずべき者として、民法714条1項が類推適用されるとする昭和58年2月24日の最高裁判決の考え方を踏襲し、本件についても、妻と長男が「法定の監督義務者に準ずべき者」に当たるかどうか、諸般の事情を総合考慮して判断した。

本件では、妻が高齢で身体的な衰えがあったことや、長男が遠方に居住し長年同居していなかったこと等から、いずれも監督義務者に準ずべき者に当たらないとされたが、その身体状況や本人への関わり方次第では、監督義務者に準ずべき者として民法 714 条 1 項の賠償責任を負う場合が生じうることになる。特に、認知症高齢者の介護に関与する度合いが強いほど監督義務者に準ずべき者として認定されやすくなり、「老老介護」や 24 時間目が離せないといったことで心身ともに疲弊している認知症介護の現場に更なる心理的な負担をかけるおそれがある。これにより、介護者等が賠償責任を恐れ、認知症高齢者を拘束して行動の自由を制限することが懸念される。監督義務者に準ずべき者に該当するか否かについては、個々の事例の実情に即した慎重な司法判断が今後積み重ねられることを期待したい。

また、高齢化が進み認知症の人が今後ますます増えていくことを考えれば、このような不幸な事故の責任や防止策を介護者や事故の被害者のみに負担させることにも問題がある。政府が昨年1月に策定した「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」では、七つの柱の一つに「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」が掲げられ、生活しやすい環境の整備や安全確保に向けた取組みが求められている。今回の事故と裁判を教訓に、公的な保障制度の構築や民間の保険の活用の検討も含め、その施策が広く推し進められ、高齢者や障害者を含むすべての人が安心して生活できる社会に少しでも近付くことを強く願うものである。